

3. 配慮書段階における動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価の基本的な考え方

本章では、本資料の主旨である道路事業の「配慮書段階の検討」における動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価の基本的な考え方の参考として、配慮書段階で検討すべき事項・留意点（3.1）、検討対象の考え方（3.2）、調査手法の考え方（3.3）を述べる。

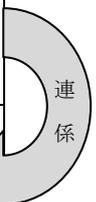
3.1 配慮書段階で検討すべき事項・留意点

- ①-1 配慮書段階で検討すべき事項は、この段階の事業計画の熟度や検討スケールに応じて配慮すべき「重要な自然環境」の把握とそれらへの対応である。
- ①-2 検討事項は上記の観点に絞り、E I Aとの役割分担に留意する必要がある。

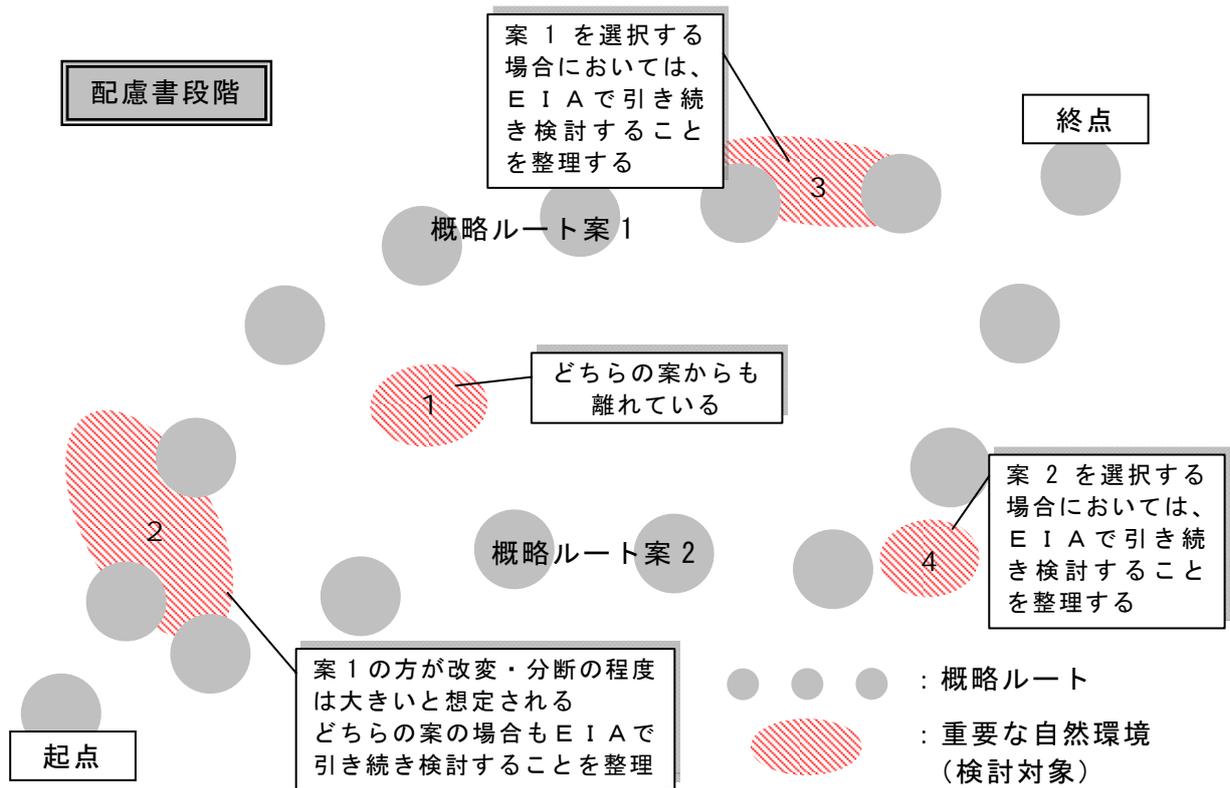
<解説>

- ①-1 配慮書段階における検討の意義は、概略ルート・構造を検討する段階における複数案を通して、E I A段階になってからでは対応が難しい影響の回避や低減を模索できる点にある。このため、配慮書段階の事業計画の熟度と検討スケールに応じて、E I Aよりも広域的・大局的な観点に立ち、この段階であるからこそ有効に配慮できる「重要な自然環境」（検討対象）の把握と対応を追求すべきである。（図3-1）（検討対象となる「重要な自然環境」はこの観点・検討スケールで捉えるべきであり、次項3.2でその考え方を取り上げる。また、これらを把握する手法については、3.3及び4章で取り上げる。）
- ①-2 このように、「配慮書段階の検討」と「E I A」では、事業計画の熟度と検討スケールが違うことから、それぞれの検討の観点が異なるものである。各段階で検討すべき事項を明確にして役割分担を図ると共に、両者の関係により、全体として効果的かつ効率的な環境保全の実現につなげるべき点に留意する必要がある。（表3-1）

表3-1 配慮書段階の検討とE I Aの役割分担・関係

	検討時期	検討すべき事項（役割分担）	
配慮書段階の検討	概略ルート・構造を検討する段階 （事業計画の熟度が低く、検討スケールが大きい）	この段階であるからこそ有効に回避・低減を模索できる重要な自然環境への配慮 （広域的・大局的な観点で検討）	 関係 <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の反映、活用 (ティアリング) ・保全措置の具体化
E I A	具体的なルート位置・構造を検討する段階 （事業計画の熟度が上がり、検討スケールも絞られる）	想定ルート上にある保全対象に対する影響の回避・低減等の検討 （より狭い範囲での観点で検討）	

円滑な計画策定を進める上では、事業者、計画策定者をはじめ、住民や地方公共団体、委員会等の計画策定に関わる各主体が、「配慮書段階の検討」の趣旨と意義、E I Aとの役割分担を理解・認識して検討に臨むことが大切である。これらの認識の共有がないと、「配慮書段階の検討」はE I Aの単なる前倒しやE I Aの繰り返しにつながるなど、検討の重複や長期化、手続きの形骸化を招くことが懸念されるため、注意が必要である。



検討の結果、案 2 が選択された場合

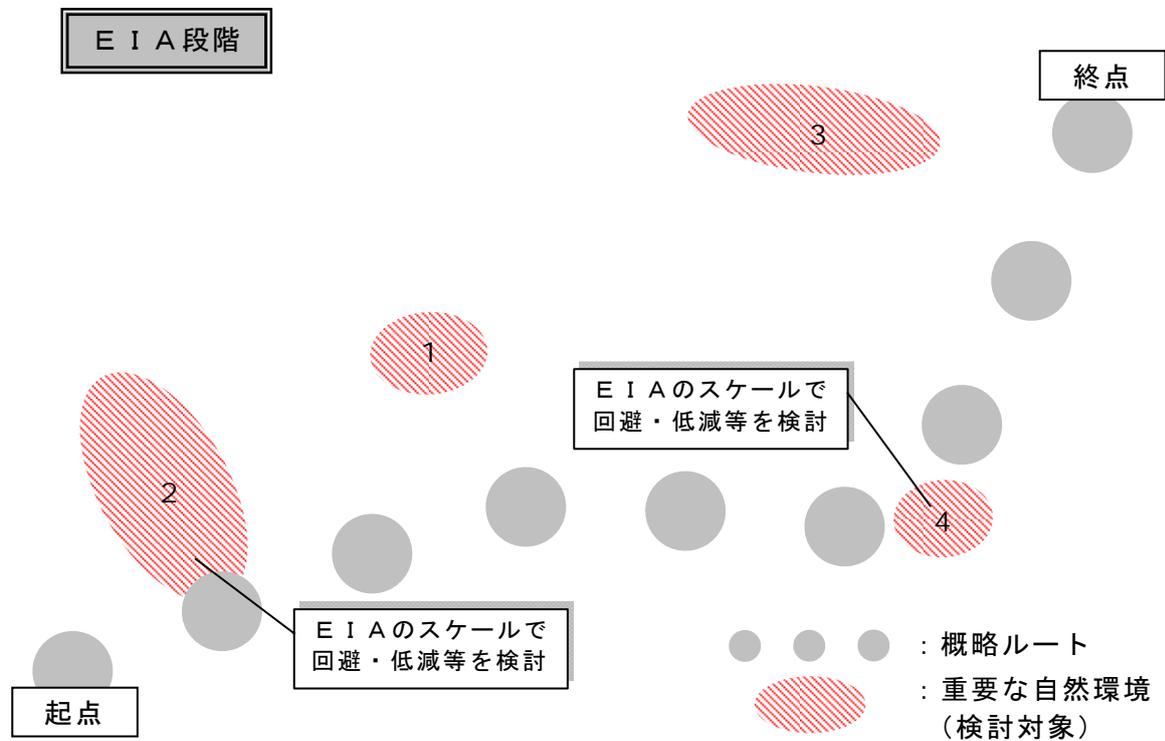


図 3-1 配慮書段階（上）と E I A 段階（下）それぞれの検討の観点

3.2 検討対象の考え方

配慮書段階で検討対象とすべき「重要な自然環境」の考え方を「動物・植物」と「生態系」のそれぞれについて示す。これらを抽出する手法については、次項 3.3 及び 4 章で取り上げる。

②-1 動物・植物

・動物、植物における検討対象の抽出は、以下の観点の基本となる。

【基本】重要な種・群落等の確認場所、法令等による指定場所<位置情報に基づく検討>

[基-1]重要な種・群落の分布、生息又は生育が確認・報告されている場所

基-1-1：学術上又は希少性の観点から重要な種・群落の場所

基-1-2：地域の象徴である等の理由から注目すべき重要な種・群落の場所

[基-2]動物の集団繁殖地等注目すべき生息地として確認・報告されている場所

[基-3]環境の保全等を目的として法令等により指定されている場所

・上記の補足として、以下の観点による抽出が参考になる。

【補足】重要な種又は種群の生息・生育場所として機能している可能性が高い自然環境<生息・生育ポテンシャルに基づく検討>

[補]重要な種又は種群の繁殖地、餌場、ねぐら等の生息の場並びに生育の場となっている樹林、水辺環境等

<解説>

【基本】は重要な種・群落等が確認・報告されている場所や、自然環境の保全を目的として法令等により指定されている場所などの「位置情報」であり、概ね[基-1]～[基-3]に分類される。[基-1]は、重要な種・群落の捉え方として、学術上又は希少性の観点の他、地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動物・植物についても構想段階 P I 等を通じて検討対象に加えるべきであることから、基-1-1 と基-1-2 に区分される。

【補足】は重要な種又は種群の生息・生育可能性（生息・生育ポテンシャルが高い場所）に着目したものであり、「生息・生育の場として機能している可能性が高い自然環境（[補]繁殖地、餌場、ねぐら、生育地等になっている樹林、水辺環境等）」を抽出して、それらに配慮しようとするものである。

【基本】の「位置情報」は検討対象に関する基本的かつ重要な情報であり、配慮書段階においても検討の中心となるものである。一方、配慮書段階で入手可能な既存資料から得られる【基本】の「位置情報」は、そもそも記録が少ない場合や貴重種であるが故に公開情報が少ないことが想定される。また、配慮書段階から E I A を経て事業着手までの期間が長く、環境の経年変化によって、配慮書段階における「位置情報」が E I A や事業実施段階で活用できない等の課題もある。【補足】の「生息・生育の場として機能している可能性が高い自然環境」は、これらの制約や課題を補完し（図 3-3）、当該種又は種群の生息・生育の維持・存続に資するものとして、位置付ける観点である。

【基本】が検討の主であるが、【補足】のアプローチを加えることによって、配慮書段階から配慮すべき「重要な自然環境」のより効果的な抽出を図るものである。【基本】と【補足】の観点から抽出すべき「重要な自然環境」の具体例を表 3-2、図 3-2 に示す。

表 3-2 検討対象として抽出すべき「重要な自然環境」の例（動物・植物）

区分	検討対象
【基本】 重要な種・群落等の確認場所、法令等による指定場所	[基-1] 重要な種・群落の分布、生息又は生育が確認・報告されている場所 ※重要な種・群落の捉え方は以下に区分。 基-1-1: 学術上又は希少性の観点から重要な種・群落の場所 基-1-2: 地域の象徴である等の理由から注目すべき重要な種・群落の場所
	以下の種・群落の分布、生息又は生育が確認・報告されている場所 ・法や条例に基づいて指定された天然記念物等 ・レッドリスト、レッドデータブックの掲載種 ・生物多様性地域戦略、環境基本計画、都市計画マスタープラン等の戦略・計画・目標等に記載されている地域の注目種 ・特定植物群落、巨樹・巨木林等をはじめとする希少な植物や群落、自然度の高い群落
	・地域の象徴として文献等に取り上げられている種 ・地域住民に親しまれている種
[基-2] 動物の集団繁殖地等注目すべき生息地として確認・報告されている場所	・動物の集団繁殖地 ・渡り鳥の渡来地、越冬地 等
[基-3] 環境の保全等を目的として法令等により指定されている場所	・世界遺産の指定地 ・天然記念物の指定地 ・自然環境保全地域 ・自然公園地域 ・指定湿地 ・指定緑地 ・鳥獣保護区 ・保安林 等
生息・生育場所として機能している可能性が高い自然環境 【補足】 重要な種又は種群の	[補] 重要な種又は種群の繁殖地、餌場、ねぐら等の生息の場並びに生育の場となっている樹林、水辺環境等 ※重要な種の捉え方は[基-1]に準ずる。 <樹林> ・自然林 ・二次林 ・植林 等 <水辺環境> ・河川及び氾濫原 ・湿地 ・水田、水路 ・ため池 ・湧水 等

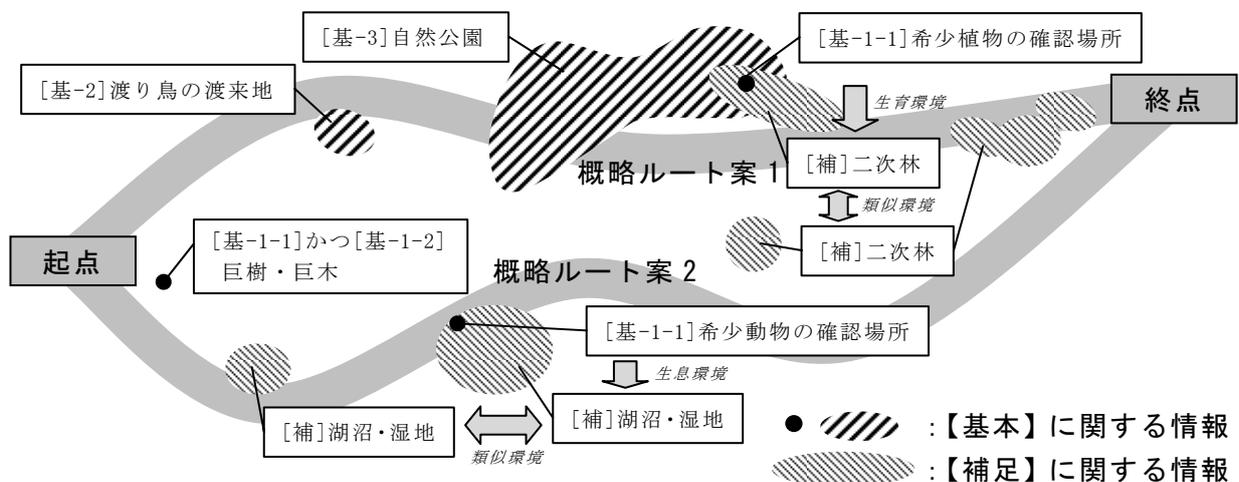


図 3-2 検討対象の分布・抽出イメージ（動物・植物）

②-2 生態系

生態系における検討対象は、以下に該当するような生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の観点で抽出する。

(イ) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

(ロ) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

(ハ) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(ニ) 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

< 解説 >

「配慮書段階の検討」においては、EIAで検討するような地域の生態系への影響のおそれを網羅的に把握する必要はなく、上記の自然環境を「場」の観点から検討対象として抽出する。

これらは②-1 動物、植物において「種・群落」の観点から抽出される対象（特に【補足】の観点）と同一のものが抽出される場合が想定されるが、異なる観点からの抽出であり、両者のアプローチによって「重要な自然環境」が網羅的に抽出されることを期待するものである。（図 3-3）

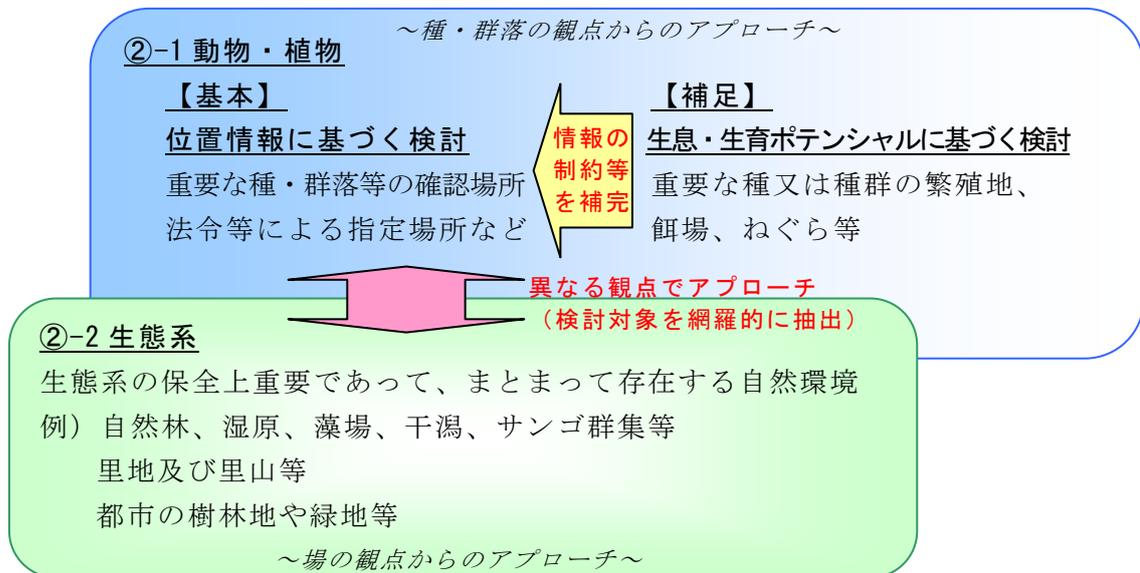


図 3-3 検討対象の概念図

(「動物・植物」における【基本】と【補足】の観点の関係、「動物・植物」と「生態系」からのアプローチの関係)

3.3 調査手法の考え方

前項 3.2 で示した検討対象を抽出するための調査手法の考え方は、以下のように整理される。これらを抽出する手法の例については、4章で取り上げる。

ただし、ここに示したものはあくまで基本的な考え方であり、検討対象の重要性等の状況に応じて柔軟に対応することが必要である。

- ③-1 調査は既存の資料により行うことが基本である。
- ③-2 既存の資料による情報の補足として、専門家等から知見の収集を検討する。
- ③-3 自然環境面に関する地域の戦略や目標、計画等を踏まえると共に、地域住民等の関心事項を把握・反映することが重要である。

<解説>

③-1 3.1 で述べたように、「配慮書段階における検討」はE I Aと観点が異なるため、E I Aと同様の手法による必要はなく、事業計画の熟度と検討スケールに応じて広域的・大局的な観点で検討することに鑑み、比較的簡易な手法により行うものである。地域特性の把握として自然環境の概況を整理し、配慮書段階の事業計画の熟度と検討スケールに応じて、広域的・大局的な観点から配慮すべき重要な自然環境(検討対象)を抽出することが目的であるため、既存資料による調査が基本となる。

③-2 一方、現段階では一般に入手可能な既存資料による情報は限定的であることも想定される。特に 3.2 で述べた[基-1]に関する位置情報は、そもそも記録が少ない場合や貴重種であるが故に公開情報が少ないことが考えられる。これを補足するものとして、地域の自然環境に詳しい専門家や地方公共団体(環境部局、博物館等)へのヒアリング等により、知見の収集を行うことが望ましい。

現地調査は、複数案の設定地域を網羅する広範囲となり、コスト面の負担が大きいためだけでなく、E I Aや用地取得を経て実際の工事着手までの期間が長いことから、経年による環境の状況の変化によって、配慮書段階の調査結果が十分に活かされない可能性も高く、慎重に検討すべきである。

③-3 近年は自然環境面に関する地域の戦略や目標、計画等の策定が進められており、検討対象の把握においては、これらを踏まえる必要がある。

また、構想段階は事業の必要性と地域の課題の共有の下に、住民・関係者等と共に概略計画を策定する段階であり、地域の象徴であるなど地域住民の関心が高い自然環境についても、構想段階P I等を通じて把握の上、検討対象に反映することが重要である。(P. 29 [基-1-2]の観点を参照)